

平成25年第8回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年9月2日（月曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第51号 美郷町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 2 議案第52号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第53号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第54号 美郷町立学校設置条例及び美郷町立保育園設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第55号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第56号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第57号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 8 議案第58号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第6号
- 第 9 議案第59号 平成25年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第10 議案第60号 平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号
- 第11 議案第61号 平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第12 議案第62号 平成25年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 第13 議案第63号 平成25年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	高橋潔君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	鈴木隆君
会計管理者兼 出納室長	藤田信晴君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第51号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第51号 美郷町子ども・子育て会議条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 議案第51号 美郷町子ども・子育て会議条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画についての意見反映を初め、計画を定期的に点検評価し、必要に応じて改善を促すための合議制機関を置くことを定めたく、提案するものでございます。

次のページ、24ページの別紙条例案をお願いします。

第1条では、会議の設置について規定しております。

第2条では、子ども・子育て支援事業計画の査定など会議で調査審議する事項を掲げております。

第3条、第4条、第5条、第6条では、委員構成などの組織、任期、会長及び副会長のこと、会議に関することを規定しております。

第7条、第8条では、庶務及び委任に関することとしております。

本条例の施行は公布の日からとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第51号の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第52号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（高橋 潔君） 議案第52号 美郷町税条例の一部改正についてご説明いたします。

議案第52号は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日にそれぞれ公布されました。これに伴い町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、議決を得ようとするものでございます。

改正条文は28ページから32ページまででございますが、今回の改正は、平成25年度税制改正のうち、金融所得課税の一本化に関すること、個人住民税の年金特別徴収制度の見直しなどで所要の規定の整備を行うものであります。

議案資料集20ページをお開きください。

第46条の2と第46条の5の改正は、公的年金等からの特別徴収制度の見直しについて、年金所得者の納税の便宜や徴収事務の効率化の観点から行うこととされました。

具体的には、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額、これは4月、6月、8月の年金支給の際に徴収されるものでございますが、前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とされました。また、賦課期日後に町外に転出した場合においても、一定の要件のもと特別徴収を継続することとされました。なお、この改正は平成28年10月以降に実施する特別徴収について適用されることとしております。

議案資料集21ページの下段からは附則の改正でございますが、金融所得課税の一本化について引用条項の調整措置等を行うものであります。

改正の内容は、公社債等の利子等に対する課税方式を見直すとともに、これまで非課税とされていた公社債等の譲渡益のうち、源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡益について、株式等譲渡所得割または申告分離課税の対象とするものであります。

また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に限定されていた損益通算範囲を特定公社債等の

利子所得や譲渡所得等まで拡大するものであります。

また、非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置は、所得税とともに、口座開設期間10年間、毎年100万円、最大500万円の非課税投資総額を可能とする制度に拡充されました。

次に、法人に係る利子割について、口座の区分管理や口座名義人の本人確認等の実態等を踏まえ、これを廃止し、さらに、法人税割額から利子割額を控除する措置等を廃止することとされました。

議案31ページをお開き願います。

附則第1条は、施行期日を原則として平成28年1月1日からとするものです。

第2条は、経過措置を定めております。

以上で改正条例の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第52号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第53号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（高橋 潔君） 議案第53号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

議案第53号は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日にそれぞれ公布されました。これに伴い国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、議決を得ようとするものでございます。

改正条文は34ページから35ページまで、議案資料集は46ページから49ページまででございます。

今回の改正の内容は、国民健康保険税の所得割額の算定における特例について、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたこと、また、株式等に係る譲渡所

得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改正されたこととあります。これに伴い所要の規定の整備を行ったものであります。

議案35ページをお願いいたします。

附則の施行期日は、申告分離課税制度が創設される平成29年以降に適用されることとしております。

以上で改正条例の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第53号の説明が終わりました。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第54号 美郷町立学校設置条例及び美郷町立保育園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 議案第54号 美郷町立学校設置条例及び美郷町立保育園設置条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町立六郷幼稚園・保育園の新園舎完成に伴い、園舎の位置を変更することを定めたく、提案するものでございます。

次のページ、38ページをごらんください。新旧対照表は議案資料集50ページにございます。

改正内容ですが、美郷町立学校設置条例については別表第3中において、美郷町立保育園設置条例については第2条表中において、それぞれ美郷町立六郷幼稚園及び六郷保育園の位置について「美郷町六郷字安楽寺311番地」を「美郷町六郷字作山13番地7」に改めるものであります。

なお、施行日は平成25年9月17日でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第54号の説明が終わりました。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第 5、議案第55号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第55号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

冬期間、厳寒低温時における体調不良や突き指等けがの発生の未然防止といたしまして、現在、中央並びに南体育館アリーナの横壁につり下げ型の遠赤外線放射暖房機を8台ずつ設置してございます。北体育館は従来、中学校時から設置済みですが、今後、体育館利用者の希望により暖房を供用したく、使用料金を定めるものであります。

議案資料集51ページをお願いいたします。

第4条につきましては、暖房料につきまして、受益者負担の原則を踏まえ使用料の免除を断定的とせず、「免除する」から「免除することができる」に改正するものであります。

別表につきましては、3体育館の暖房設備、1時間・1台当たり200円とするものであります。

なお、暖房機の実質の運転経費は現在の試算で1時間当たり250円ほどと見込まれていますが、冬期間のスポーツ振興のため200円としてございます。

また、8台の暖房機はそれぞれ独立運転となっておりまして、利用者のご希望により台数を運転できることとなります。

議案40ページに戻っていただきます。

附則として、この条例は平成25年12月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第55号の説明が終わりました。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第 6、議案第56号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第56号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

財団法人美郷町スポーツ振興事業団が本年11月30日をもって解散することに伴い、青少年研修施設トレセンの指定管理を終了することから、施設管理に関する規定を改正するものであります。

議案資料集52ページをお願いいたします。

第5条はトレセンの管理は指定管理者と規定していたものを教育委員会に委任とし、第6条は職員配置について新たに規定いたします。以降、指定管理者に関する記述は削除とし、8条以降は「指定管理者」を「町長」と読みかえ、それから宿泊利用につきましては、トレセンを町が運営する期間がことし12月から来年3月までの4カ月間であること、それから冬期の宿泊利用団体がこれまでの実績から特に少ないこと、また運営には旅館業法や食品衛生法の許可の取得が必要なことを鑑みまして、宿泊に関連する記述、54ページ別表の（2）宿泊利用を削除するものでございます。

議案43ページに戻っていただきたいと思っております。

附則として、この条例は平成25年12月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第56号の説明が終わりました。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第57号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第57号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてご説明いたします。

さきに、議案第55号、美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正を提案させていただいておりますが、その暖房設備使用料とリリオスの冷暖房設備使用料の料金水準を同等といたし、改正する

ものであります。

議案資料集57ページをお願いいたします。

アリーナ暖房設備、1時間当たりの使用料を「1,000円」を「3,000円」に、次のページ、フィットネスルーム冷暖房設備「100円」を「200円」、会議室「50円」を「100円」、ウォームアップルーム「200円」を「300円」。今回の改正料金は、さきに提案してございます体育館の暖房料金をもとに、面積に比較しまして料金水準を調整したものでございます。

議案46ページに戻っていただきたいと思えます。

附則として、この条例は平成25年12月1日から施行するものであります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第57号の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第58号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第58号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第6号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、2億4,647万2,000円を追加するものでございます。

53ページ、第2表地方債補正から説明いたします。

第2表地方債補正でございますが、過疎対策事業債につきましては、秋田県から今年度の配分枠が通知されましたことによる調整により、限度額を1,590万円減額補正するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、前年度からの繰越金の確定等により起債をしないこととするものでございます。詳細につきましては歳入の中でご説明いたします。

次に、歳入をご説明いたします。

56ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。なお、町長の行政報告にもありましたように、今年度の普通交付税の交付額は59億1,911万2,000円で確定してございます。前年度と比較いたしまして5,278万6,000円、0.9%の増と

なっております。

○生涯学習課長（小林宏和君） 12款1項7目3節ですが、ことし12月1日からトレセンみさとを町が管理することに伴い、体育館やトレーニング室の貸出使用料を補正するものであります。

○企画財政課長（本間和彦君） 13款2項1目1節地域の元気臨時交付金でございますが、平成24年度の国の補正予算で創設されました交付金でございます。この交付金は、建設公債の対象となります。地方単独事業や一部の国庫補助事業に充当できますし、一旦基金に積み立て、翌年度に同様事業に充当することも可能とされております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項1目1節総務管理費委託金でございますけれども、自衛隊募集事務に係る委託金でございます。額の確定により補正をお願いするものでございます。

14款県支出金2項1目総務費補助金でございますが、消費者生活相談臨時対策事業が採択となりまして補正をするものでございます。補助率は10分の10でございます。

3目衛生費県補助金2節環境衛生費補助金でございますが、美郷フェスタにあわせて開催予定の水の郷シンポジウム開催への補助金でございます。開催内容に合わせて補助金額を補正するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、5目農林水産業費県補助金であります。2節農業振興費補助金であります。環境保全型農業直接支払交付金の面積が確定したことによる増額補正であります。この取り組みは町全体で4.24ヘクタールとなりました。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次の4節ふれあいの森整備事業でございますが、清水周辺環境整備検討会にて意見集約している整備方針に基づく整備事業に充てるための補助金であります。補助率は10分の10でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 16款1項2目1節指定寄付金のふるさと美郷応援寄付金でございますが、今年度に入り8月6日現在におきまして11件の寄附がありまして、ふるさと美郷子ども応援基金へ積み立てるために補正計上するものでございます。

続きまして、18款繰越金でございますが、額の確定により補正するものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 19款5項5目1節の保険金受入金ですが、報告第10号、11号、12号で説明申し上げました賠償事故に対する保険金であります。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 同じく雑入の町村の魅力を訴えるイベント参加費ですが、来年の1月11日から12日に東京有楽町において、全国町村会主催により「2014町イチ！村イチ！」特産品イベントが開催されます。美郷町でも特産品PRのため参加を予定しております。

て、その参加助成額を計上したものであります。

○企画財政課長（本間和彦君） 20款町債でございます。

1項7目1節町道新設改良事業債から9目1節教育施設整備事業債までにつきましては、過疎対策事業債につきまして、秋田県から今年度の1次配分枠が通知されたことによる調整でございまして、1,590万円を減額するものでございます。内容といたしましては、町道槻ノ木・矢口1号線改良工事等につきまして地域の元気臨時交付金に振りかえるもの、秋田県総合防災システム整備負担金を新たに起債対象とするもの及び六郷幼稚園・保育園施設整備事業費につきまして起債部分を精査したことによる減額でございます。

10目1節臨時財政対策債でございますが、今年度の普通交付税や前年度からの繰越金の確定等を踏まえ、起債しないこととするものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 続いて、59ページから歳出についてご説明いたします。

2款1項1目22節の賠償金ですが、中央行政センター駐車場で発生した雪害に対する賠償金であります。

3目13節の電算保守委託料ですが、町ホームページにつきまして今年度中に共同電算化に移行する計画で当初予算措置しておりましたが、ホームページの共同電算化の時期が来年度以降に変更となったため、不足分につきまして補正をお願いするものでございます。

5目財産管理費の13節施設管理委託料ですが、千畑工業団地内の樹木が生い茂り、隣接する町道や駐車場に影響を与えるため伐採する経費67万2,000円と、旧千畑南小学校の周辺維持管理費で草刈り、除雪等の経費38万5,000円でございます。調査委託料につきましては、屋内運動場等のつり天井につきまして耐震性を点検調査するもので、避難所となっている旧六郷東根小、旧仙南東小、旧仙南西小、旧金沢小学校分でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 13目消費者行政費でございますけれども、県の10分の10の補助を受けて、高齢者を対象に悪質商法の被害防止のための啓発を行うものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 2項1目の税務総務費と3款1項1目の社会福祉総務費の人件費については、扶養手当支給対象者の増によるものでございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 同項4目医療給付費23節でございますけれども、こちらは過年度の医療保険医療費の老人保健医療費の精査に係る返還金でございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 続きまして、3款2項児童福祉費3目児童福祉施設費1節の報酬についてであります。これは、議案第51号でもその設置についてご説明いたしまし

たとおり、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議開催に伴う検討委員10名分の報酬として13万5,000円を増額補正するものであります。

同じく13節の委託料であります。これも、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画策定にかかわるニーズ調査に伴う業務委託料として210万円を増額補正するものであります。

○住民生活課長（小原隆昇君） 4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費でございますけれども、水の郷シンポジウムの開催経費について財源を補正するものでございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 3項1目28節の繰出金ですが、簡易水道事業特別会計で前年度繰越金が生じたため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

○議長（高橋 猛君） ちょっと待ってください。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 申しわけありません。

3款2項3目の14節の使用料及び賃借料であります。これは、六郷わくわく園及び仙南すこやか園について、両園ともに本庁舎から遠く公用車の配置がないことから、出張等が頻繁な職員について私用車公務使用の登録に対応したく、私用車借上料として補正するものであります。

続きまして、4目子育て支援費20節の扶助費であります。これは、町外の私立認定こども園及び私立認可外保育園に入所する場合、県のすこやか子育て支援助成金、これは保護者に直接支払う必要があるため、すこやか子育て支援事業による保育料の助成として13万6,285円を増額補正をするものであります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 下段でございます。6款1項3目農業振興費の11節、13節はふれあいセンターに関するもので、除雪機械の修繕費と建築基準法改正に伴うホールつり天井調査委託料を計上してございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく19節負担金補助及び交付金であります。歳入でもご説明申し上げましたが、環境保全型農業直接支払交付金の面積が確定したことであります。この支払交付金であります。エコファーマーが化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取り組みとセットで、カバークロープなどの作付に取り組む農家に交付されるものであります。

次に、7目畜産業費であります。19節負担金補助及び交付金であります。県の畜産共進会が統合家畜市場で開催され、出品頭数がふえる等の理由から、関係団体55団体が新たに負担するというので3,000円を増額をお願いするものであります。

8目農村整備費の農政課関係についてご説明申し上げます。11節食糧費であります。ことし

4月に仙北平野地区土地改良区統合整備研究会が立ち上がりました。7回の研究会をやる予定であります。その研究会時の食糧費でございます。

それから、19節負担金補助及び交付金であります。今申し上げました仙北平野地区土地改良区統合整備研究会の運営のための協議会負担金でありまして、旧土地改良区2自治体が均等で負担することとしてございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく8目の建設課関係でございますが、11節の修繕料は、後三年農村公園の街路灯及びフェンスの修繕と千畑地区百目木農村公園のあずまやの塗装の補正をお願いするものでございます。

13節の委託料ですが、明田地農村公園、本館農村公園、湯竹農村公園の松くい虫罹患木や、老木のため危険な桜の木などの伐採処理のための補正をお願いするものでございます。

15節工事費ですが、後三年農村公園の遊具と元本堂農村公園の破損した水飲み場の撤去のための工事費をお願いするものでございます。

22節の賠償金は、本堂の県道筋会館の屋根が農村公園の樹木の影響により一部が破損したため、修繕費の補正をお願いするものでございます。

28節は、農業集落排水事業特別会計で前年度繰越金が生じたため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

以上です。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、7款1項1目商工総務費は財源内訳の組み替えによるものでございます。

次の2目商工振興費ですが、その主なものは歳入でもご説明しました「2014町イチ！村イチ！」イベントへの経費及び地産外商に係る経費でありまして、8節、9節は「町イチ！村イチ！」等にかかわる経費で、11節は地産外商に係る認定書の印刷代等でございます。

19節、美郷うりこめ事業は「町イチ！村イチ！」参加団体への支援で、空き店舗対策事業は、空き店舗に入居申請が1社あり、その操業費用を支援するものでございます。

次のページをごらんください。

3目観光費ですが、10月から開催されますデスティネーション・キャンペーン経費と清水周辺整備に係る経費が主なもので、10月12日から14日には秋田・横手間をSLが運行されることとなりました。8節では観光レディーへのイベントの謝礼を、11節では手旗等の経費、13節ではDC関連グッズの作成委託費となっております。

清水周辺環境整備においては、13節で整備に係る設計委託料を、15節では、検討会で意見集約された久米清水、キャペコ清水及び藤清水周辺を整備する費用を計上しております。

16節は、大台野公園のラベンダーが7月の長雨の影響で枯れており、約5,200株の苗購入費用の追加をお願いするものであります。

次の温泉施設費ですが、六郷温泉の床暖房のヒーターが壊れており、その修繕費用、仙南温泉では、冷温水発生装置と高圧気中開閉器等の修繕費用をお願いするものであります。

以上です。

○建設課長（鈴木 隆君） 8款2項1目9節の旅費ですが、道路利用者会議全国大会出席旅費の補正をお願いするものでございます。

11節及び13節ですが、道路拡幅に伴う未登記処理のための経費の補正をお願いするものでございます。

同じく2目7節賃金ですが、草刈り作業賃金の増額補正をお願いするものでございます。

11節修繕料ですが、豪雪等の影響もあり例年以上に道路附帯施設等の修繕があり、今後の維持修繕に対応するため増額補正をお願いするものでございます。

13節委託料ですが、通行や景観に支障のある町道街路樹の伐採及び剪定の実施をいたしたく、補正をお願いするものでございます。

15節工事費ですが、仏沢公園の防護柵300メートルの工事費と、六郷小学校周辺の道路の安全のため、道路標示の工事費の補正をお願いするものでございます。

18節の備品購入費は、今年度購入したロータリー除雪車、13トンドーザーの請負差額を減額補正するものでございます。

同じく3目道路新設改良費の15節の工事費ですが、交付金事業であります除雪機械の請負差額分対応のため2路線の舗装補修工事の増額と町単独事業の町道中関・鞍掛線補修舗装工事、及び中関集落内に生活道路が整備されていない箇所があり、中関地内線として工事を実施するため補正をお願いするものでございます。

13節、17節、22節は、中関地内線の整備に伴う経費の補正をお願いするものでございます。

同じく2目都市公園費の13節委託料ですが、仏沢公園の松くい虫罹患木伐採及び燻蒸処理委託料の補正をお願いするものでございます。

15節の工事費は、一本杉と安楽寺児童公園のトンネル遊具の撤去と、安楽寺児童遊園地の公衆トイレはわくわく園より水を供給されているため、園の閉鎖に伴い水を確保する必要があり、井

戸掘削工事の補正をお願いするものでございます。

8款5項1目の28節繰出金ですが、下水道事業特別会計で前年度繰越金が生じたため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

○**住民生活課長（小原隆昇君）** 9款消防費でございます。5目災害対策費でございますけれども、秋田県総合防災情報システムの更新に係る費用でございます。その一部に過疎対策事業債を充当するため財源を補正するものでございます。

○**教育施設課長（梅山正之君）** 次のページになりますけれども、10款1項3目教育助成費15節工事請負費でございますが、六郷鑓田地区の車庫敷地のアスファルト舗装が、スクールバス収納台数がふえたための通行量の増とアスファルトの劣化によりまして破壊等が生じてございます。これによって碎石等が現在飛散している状況にありますので、舗装の改修をいたしたく、補正をお願いするものでございます。

○**教育次長兼教育総務課長（下田 亮君）** 続きまして、10款2項小学校費1目学校管理費8節の報償費についてであります。これは、小学校3校のフッ素洗口実施に伴う、町内3つの薬局にお願いする洗口液調整作業にかかわる年間謝礼として6万円の増額補正をするものであります。

○**教育施設課長（梅山正之君）** 13節委託料の調査委託料でございますが、建築基準法施行令の一部改正と文部科学省の天井落下防止対策の推進の通達に伴いまして、高さ6メートル、天井面積200平米以上の特定天井に該当いたします、点検を必要といたしました3小学校の体育館の天井落下等の実地診断業務委託料の補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費でございますが、千畑小学校第2音楽室と多目的室の屋根からの雪が通路に流れ落ちますことから、児童の安全確保のために雪どめの設置をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、仙南小学校プール新設に伴う水道管接続のための簡易水道加入負担金をお願いするものでございます。

○**教育次長兼教育総務課長（下田 亮君）** 続きまして、3項中学校費1目学校管理費8節の報償費でございますが、これも小学校同様に、フッ素洗口実施に伴う、町内1つの薬局にお願いする洗口液調整作業にかかわる年間謝礼として2万円を増額補正するものであります。

○**教育施設課長（梅山正之君）** 13節委託料の調査委託料でございますが、先ほどの小学校同様の体育館の天井落下等の実地診断業務委託料の補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費の桜植栽工事でございますが、美郷中学校校門の道路沿いに植えられてございます桜に先般キノコが生えてきましたことから、樹木医に診断を依頼いたしました。その結果、

樹勢が極端に低下しておりまして、腐朽菌が樹勢低下により侵入したということで、ベッコウダケというキノコの発生という診断がありました。今後、幹の腐食による空洞化が進行し、いつ倒れてもおかしくないという報告をいただいたところでございます。また、現在においては処置方法がなく、今後、生徒や通行されます方に危険が及ぶことは必至という状況でございますので、大変心苦しいのですが、伐採という選択をさせていただきました。本予算は、伐採後においてこれにかわる新たな桜の木の植栽工事をいたし校内の景観を整わせたく、お願いするものでございます。

なお、伐採につきましては、桜の木がございまして現在歩道が正規の幅員を確保できていないということで、こちらに歩道の整備が入りますので、そちらの事業にて実施していただくことになってございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 次の2目教育振興費19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは、美郷中学校の総合体育大会等における目覚ましい活躍により予想以上に支出が大きく、今後の見通しも含めて生徒派遣等補助金として215万円を増額補正するものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 次のページになります。

4項1目幼稚園費11節需用費の修繕料でございますが、千畑、仙南各幼稚園のトイレのパネルヒーターに不具合がございましたことから、取りかえをお願いするものでございます。

13節委託料と14節使用料及び賃借料は、9月17日の開園に向けまして物品の移動作業がございしますが、現在の園が使用されておりまして、短い期間で集中実施という状況にあります。移動作業を業者対応ではなくトラック借り上げによって職員対応とするため、予算の組み替えをお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 5項4目11節ですが、学友館暖房設備循環ポンプ2台の動作不良による交換費用75万6,000円と北ふれあい館の除雪機械修繕費用7万9,000円、13節は建築基準法改正に伴う公民館ホールつり天井調査委託料でございます。それから、北ふれあい館管理におきまして清掃費に不足が見込まれ、清掃委託費の補正をお願いするものであります。

次に、6項2目ですが、ことし12月からトレセンみさとを町が管理することに伴う予算の組み替えといたしまして、13節の施設管理料を減額し、7節賃金、11節の燃料費、光熱水費、修繕料は13万円、管理用消耗品費、12節役務費、13節警備保障委託料、除雪作業委託料を補正するものでございます。

また、11節の修繕料には、総合体育館リリオスの除雪機械修繕費15万円と、バスケット等に使用する電光掲示板が経年劣化により動作不良がございます。大会時に支障を来しているため、そのユニット交換に要する経費348万8,000円、それから13節には、リリオス、3体育館、トレセン、サン・スポーツランドの温水プールのつり天井調査委託料を計上してございます。

以上です。

○教育施設課長（梅山正之君） 3項学校給食費11節需用費の修繕料でございますが、北給食センターの太陽光パネルのフレームが熱膨張によりましてゆがみが生じておりまして、こちらの修繕費17万9,000円と、食器かご135個の樹脂コーティングの剥離が見られますことから、この修繕費33万9,000円の補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、13款2項1目基金費でございますが、地域の元気臨時交付金を原資といたしまして、公共施設整備基金に積み立てる分1億8,569万7,000円、及びふるさと美郷応援寄付金を原資といたしまして、ふるさと美郷子ども育成基金へ積み立てる分221万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第58号の説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第59号 平成25年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） 議案77ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入でございます。

10款1項2目におきまして、1節でございますけれども、平成24年度決算によりまして確定いたしました前年度からの繰越金について、現在計上しております2億1,000万円との差額1,294万7,000円でございますけれども、これを追加するものでございます。

78ページに目を移していただきまして、歳出でございますけれども、11款1項3目におきまして23節、国や県に返還する各種金額が確定いたしましたので、それに伴い内訳を組み替えるもの

でございます。

続きまして、12款1項1目予備費でございます。こちらは歳入でご説明いたしました前年度繰越金を予備費へ計上させていただくものでございます。

国民健康保険特別会計の補正は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第59号の説明が終わりました。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第60号 平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第60号 平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

86ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目3節、4節につきましては人事異動に伴う補正でございます。

同じく2項1目16節、18節ですが、取水ポンプ購入のため予算の組み替え補正をお願いするものでございます。

3項1目13節の委託料ですが、千畑中央地区簡易水道事業の委託料に請負差額が生じたため減額し、事業の進捗を図るため、同額を15節工事費に増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、85ページの歳入をお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金1節と5款1目1節ですが、前年度繰越金が生じたことにより5款を増額し、歳出で必要とする財源5万6,000円を減じた682万1,000円を4款より減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第60号の説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第61号 平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第61号 平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

初めに、98ページ、歳出からご説明いたします。

1款1項1目4節ですが、人事異動等により共済費の減額をお願いするものでございます。

97ページ、歳入をお願いいたします。

3款1項1目1節の一般会計からの繰入金及び4款1項1目1節ですが、前年度繰越金が生じたことにより4款を増額し、歳出での減額分を合計した322万5,000円を3款より減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第61号の説明が終わりました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第62号 平成25年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第62号 平成25年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

初めに、110ページ、歳出からご説明いたします。

1款1項1目4節ですが、人事異動等により共済費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、109ページ、歳入をお願いいたします。

3款1項1目1節の一般会計からの繰入金及び4款1項1目1節ですが、前年度繰越金が生じたことにより4款を増額し、歳出での減額分を合計した525万円を3款より減額するものでござい

ます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第62号の説明が終わりました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第63号 平成25年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） 議案121ページをお開きいただけますでしょうか。ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、4款1項1目繰越金におきまして、24年度決算において確定いたしました前年度からの繰越金について、現在計上しております1,000円との差額14万4,000円を追加するものでございます。

翌122ページの歳出につきましても、4款1項1目30節の予備費におきまして同額を補正計上させていただいているところでございます。

後期高齢者医療特別会計のご説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第63号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

4日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時01分）